

【注の見直し】	注2 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注2 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J022 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。
【新設】	(新設)	→	J026-4 ハイフローセラピー (1日につき) 160点
J034 イレウス用ロングチューブ挿入法			
【点数の見直し】	200点	→	610点
J036 非還納性ヘルニア徒手整復法			
【注の見直し】	注 新生児又は3歳未満の乳幼児の場合は、それぞれ100点又は50点を加算する。	→	注 新生児又は3歳未満の乳幼児の場合は、それぞれ110点又は55点を加算する。
J038 人工腎臓 (1日につき)			
【点数の見直し】	1 慢性維持透析を行った場合 イ 4時間未満の場合 2,030点 ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,195点 ハ 5時間以上の場合 2,330点 2 慢性維持透析濾過 (複雑なもの) を行った場	→	2,010点 2,175点 2,310点

	合	2,245点		2,225点
	3 その他の場合	1,580点		1,580点
【注の追加】		(追加)	→	注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回を限度として所定点数に100点を加算する。
J042 腹膜灌流 (1日につき)				
【注の見直し】	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,000点又は500点を加算する。		→	注2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、それぞれ1日につき1,100点又は550点を加算する。
J043-3 ストーマ処置 (1日につき)				
【注の見直し】	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。		→	注3 6歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。
【新設】		(新設)	→	J043-6 人工臓療法 (1日につき) 3,500点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す